

<3 水害は防げる>

3-3 鬼怒川水害の裁判で分かったその他の問題

3-3-2 治水経済調査マニュアル(案)は大問題。費用対効果をバブルのごとく膨らませるだけ。(3)

(4) スライドダウンはやはり異常。

治水経済調査マニュアル(案)そのものも問題が有ることは(2)にて説明済ですが、その中に記載されたスライドダウンも理屈的におかしなものです。

まず、目的は『堤防の高さだけでなく、堤防の質を含めた機能評価をしたい』と言うことです。

堤防決壊の一つに河川水浸透があり、浸透は堤体内(堤防の内部)の土質材料に依るが、これを正確に把握することは難しい。よって、浸透に対する安全性を一つの判断基準として堤体幅(堤防の幅)で評価することとし、とあるように正確に出来ないから、あくまでも一つの判断基準とし仮定したもの。

少し考えれば誰でも『堤防の幅』で浸透の影響は判断できません。堤体内が『砂地』であつたり『粘土質』であつたり把握が困難出来ない土質と浸透との関連はありません。下図を見てください。



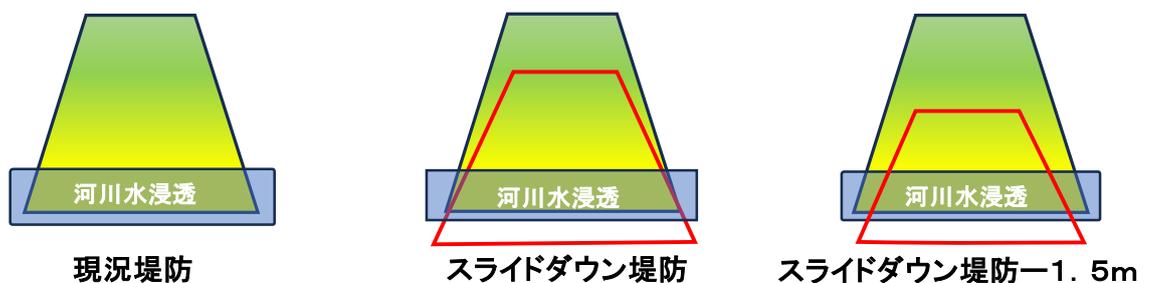
① 幅の狭い粘土質の堤防、② 幅の広い砂地の堤防、どちらが浸透に強いかわかりますか？砂地の状況が不明な、③ 幅の狭い砂地の堤防、④ 幅の狭い砂地の堤防、浸透に強いのは？どちらも堤体内の材質が不明なので、幅が広い狭いで、浸透に強いかわかりません。

唯一、堤体内が完全に同じ材質(砂地)なら、②と④では、幅の広い②が浸透に耐えると言えます。

最初から、堤体内の土質材質は把握できない。から始まった話なので、幅で浸透を判断することは出来ない。よって出来ない判断『浸透に対する安全性を堤体幅で評価する』と決めたことが間違い。

材質の分からない堤防を、幅で浸透の影響を判断することは出来ません。

次に、(堤防の幅が狭い場合)定規断面によるスライドダウンを行って堤防の高さを補正する。ですが、堤防の高さを補正(低く)すれば、浸透が防げるでしょうか。全く関係ありません。下図を見てください。



現状堤防の河川水浸透は、スライドダウン(赤色の架空の堤防)にすると、河川水浸透は防げますか？堤防の高さを低くして、堤体内が何か変わりましたか？スライドダウンしても何の対策にもなってません。更に、堤体内の河川水の浸透の対策を話していて、なぜ!!! スライドダウンした架空の堤防の高さから越水し、越水すると堤防が決壊する話にすり替わるのでしょうか。【越水し決壊する話】では無く、【浸透し

堤防が決壊する話】でしょ。『越水の話をするなら、現況の堤防の世界です』。

理論的にキチンと説明できるものが何ひとつありません。

《結論》

『要は、どんな屁理屈をつけても、堤防の高さを低くしなければ、被害額が小さくて話にならない。』
スライドダウンは【質まで考えては建前】。【本音はとにかく、出来るだけ堤防の高さを低く評価したい。
余裕高まで堤防の高さを下げるのは、それしか理由はありません。】

なぜこんな明確に、国民のためにならない行為を、裁判官は理解しようとしませんか。

理解しないどころか、行政の味方をするのでしょうか！！

みなさん、治水調査マニュアル(案)の問題に声を上げてください。情報を拡散してください。

＜治水経済調査マニュアル(案)の抜粋＞

頁は平成17年4月のもの

1頁: 治水経済調査は、堤防やダム等の治水施設の整備によってもたらされる経済的な便益や費用対効果を計測することを目的として実施されるものである。

7頁: 堤体内の土質材料を正確に把握することが難しく、堤防の相対的な安全度評価はなし得たとしても、絶対的な安全度評価を行うことは不可能に近く、特定の堤防を評価することは困難である。… 堤防の高さだけでなく、堤防の質も含めた機能評価を行うこととする。

この方法としては、堤体内への河川水浸透に対する安全性を一つの判断基準として、これを堤体幅で評価することとし、定規断面によるスライドダウンを行って堤防の高さを補正する。